

告示

埼玉県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
草加八潮医師会 訪問看護ステーション	所在地	草加市中央一―五― 二二保健センター内 一階	草加市中央一―一― 一二松ロイヤルビル六 階
訪問看護ステーション きゅあひが とこ	所在地	所沢市東所沢和田三 ―五―一―ハンビー タウン三〇二	所沢市東所沢和田三 ―一―一―四ラ・メゾ ン東所沢一〇五
壮幸会 行田訪 問看護ステーション	所在地	行田市持田三九三― 三	行田市持田三七六
心の訪問看護ス テーション向日 葵	所在地	深谷市常磐町五五― 六八	深谷市小前田二八二 二―三

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
山下 俊憲	施術所	施術所	山下接骨院	豊岡接骨院
村山 未有	所在地	所在地	狭山市入間川二― 二二―一	入間市豊岡一―三 ―七ハストラ―レ新 井一〇一
富澤 哲	所在地	所在地	熊谷市中央二―四 五―一〇三	熊谷市籠原南一― 七〇 一―B号室
施術所	施術所	施術所	南埼玉郡宮代町本 田五―三―一〇	南埼玉郡宮代町本 田五―三―一〇― 一〇一